

議案第 25 号

木曽広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について

木曽広域連合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年8月31日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和5年 月 日 決
木曽広域連合議会議長 山 崎 隆 二

木曽広域連合火災予防条例の一部を改正する条例（案）

木曽広域連合火災予防条例（平成11年木曽広域連合条例第39号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
（変電設備） 第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)及び(3) （略） (3)の2 _____ _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) （略） 2 及び 3 （略） （急速充電設備） 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをい	（変電設備） 第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)及び(3) （略） (3)の2 <u>キュービクル式のものに</u> <u>あっては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) （略） 2 及び 3 （略） （急速充電設備） 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをい

う。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ)にあっては充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が消防活動上支障がないと認める構造

う。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ)にあっては充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。

ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りではない。

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 (略)

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)及び(15) (略)

附 則

第1条～第6条 (略)

(火災予防条例の一部を改正する条例)

第7条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の木曽広域連合火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)

(以下この項において「燃料電池

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 (略)

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 _____

(14)及び(15) (略)

附 則

第1条～第6条 (略)

発電設備等」という。）、又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過するまでの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

改正案

現 行

別表第3（第3条、第18条関係）

別表第3

種 類		隔離距離 (cm)						
(略)		入力	上方	側方	前方	後方	備考	
気体燃料	不燃以外	組込型こんろ・ グリドル付こんろ・ グリドル付こんろ ろ、キャビネット 型こんろ・グリドル 付こんろ・グリドル ル付こんろ	14kW 以下	15	15	15	注 4	
		据置型レンジ	21kW 以下	15		注 4		
	不燃	組込型こんろ・ グリドル付こんろ・ グリドル付こんろ ろ、キャビネット 型こんろ・グリドル 付こんろ・グリドル ル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	注 4：機器本 体上方の側方 又は後方の離 隔距離を示 す。
		据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50	
		木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	80	30	30	30	
	上記に分類されないもの	使用温度が 800℃以 上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が 300℃以 上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が 300℃未 満のもの	100	50	100	50	
(略)		卓上型こん ろ (1口)	5.8kW 以 下	100	15	15	15	注 6：方向性 を有するもの にあつては 100cm とす る。
不燃以外	開放式	卓上型こん ろ (2口以 上)・ 卓上型グリ ドル付こん ろ・卓上型 グリドル付 こんろ	14kW 以下	100	15	15	15	
		バーナーが露出			注 4			
調理用器具		気体燃料						

種 類		隔離距離 (cm)								
(略)		入力	上方	側方	前方	後方	備考			
調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	ドロップイン式コンロ、キャビネット型グリドル付コンロ	14kW以下	100	15	15	注4：機器本体上方の側方又は後方の隔離距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15	15		注4
	固体燃料	不燃	開放式	ドロップイン式コンロ、キャビネット型グリドル付コンロ	14kW以下	80	0	0		注4：機器本体上方の側方又は後方の隔離距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	0		
調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	上記に分類されないもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が800℃以上のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	100	50	100	50	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
(略)										
調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型コンロ (1口)	100	15	15	15	
					卓上型コンロ (2口以上)、卓上型グリドル付コンロ	100	15	15	注4	
	固体燃料	不燃以外	開放式	加熱部が隠れている	卓上型グリドル	100	15	15	15	
				加熱部が隠れている	卓上型オーブン・グリドル (フードを付けない場合)	50	4.5	4.5	4.5	

[illegible]

木曽広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について

1 改正事由

「改正火災予防条例（例）の運用等について」（令和5年5月31日付け消防予第332号消防庁予防課長通知）に基づき、木曽広域連合火災予防条例（平成11年木曽広域連合条例第39条）の一部を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 雨水等の浸入防止措置の見直し（第11条第1項第3号の2、第11条の2第1項第4号及び第13条第4項）
屋外に設ける蓄電池設備等について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいとされた。
- (2) 蓄電池設備の規制対象の見直し（第13条第1項）
規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に改められた。
- (3) 転倒等防止措置の見直し（第13条第1項）
開放型鉛電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいとされた。
- (4) 建築物からの離隔距離の見直し（第13条第3項）
当該要件に、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとされた。
- (5) 消防署長への届出（第49条）
蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととされた。
- (6) 別表第3について
 - ア 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める。
 - イ 「厨房設備」及び「調理器具」の機器の種類を改める。
 - ウ 「調理器具」の機器の種類を改める。
 - エ 「電気こんろ」「電気レンジ」及び「電磁誘導加熱式調理器」を「電気調理用機器」に統合し、注意書きを改める。

3 施行期日

令和6年1月1日から施行する。